

○議長（吉田敏郎）

日程第３ 認定第３号 決算認定について（介護保険事業特別会計）の細部説明を担当課長に求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

それでは、お願いいたします。

認定第３号 決算認定について。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和元年度開成町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、監査委員の意見をつけて認定を求めます。

令和２年９月４日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、決算書の１８１ページをお開きください。

介護保険事業特別会計歳入歳出決算総額。歳入、歳入予算現額１１億８，８７３万９，０００円、歳入決算額１２億１９４万７，４１１円、歳出、歳出予算現額１１億８，８７３万９，０００円、歳出決算額１１億６，５３０万７，１４６円、歳入歳出差引額３，６６４万２６５円、うち基金繰入額０円。

令和２年９月４日提出、神奈川県足柄上郡開成町長、府川裕一。

次のページをお開きください。

歳入に参ります。１款の保険料から９款の諸収入まで。続いて、次のページを御覧ください。歳出でございます。１款の総務費から７款の予備費まで、右下記載の歳入歳出差引残額につきましては、３，６６４万２６５円でございます。

では、附属資料の３６２、３６３ページを御覧ください。まず、３６２ページになります。

歳入決算額ですが、１、保険料から９、諸収入まで、合計１２億１９４万７，０００円です。平成３０年度は１１億３，２３４万６，０００円ですので、６，９６０万１，０００円の増となっております。プラス６．１％となります。

次の歳出は、１、総務費から７、予備費まで、決算額は合計で１１億６，５３０万７，０００円、平成３０年度は１０億６，２１３万９，０００円ですので、１億３１６万８，０００円の増、プラス９．７％となります。

歳入に戻りまして構成比を見ますと、１の保険料の２５．３％が最も多く、続いて４の支払基金交付金で２３．７％です。保険料につきましては、被保険者数の増により前年度比２１８万６，０００円、０．７％の増加となりました。支払基金交付金や３の国庫支出金、５の県支出金につきましては、歳入側の介護給付費との見合いとなります。歳入の構成比につきましては、大きな変動は前年度とございません。

続きまして、歳出に移ります。２の保険給付費の決算額は１０億２，３９３万８，０００円で、構成比は８７．９％です。昨年度より８，３９９万６，０００円、８．９％の増加となりました。高齢化が進み、介護給付費が伸びていることによるものと思われます。

続きまして、保険料の状況でございます。今年３月末の第１段階から第１３段階ま

での所得段階別被保険者数は、合計で4,430人でございます。その下の②徴収方法別収納状況、2行目の現年分特別徴収です。こちらにつきましては、還付未済を含んでおりますので収納額が調定額を上回っておりますが、収納額は100%となっております。次の普通徴収につきましては収納率が94.4%、両方を合わせた現年分計は99.9%、滞納繰越分につきましては13.5%となります。これを合わせました合計といたしまして、現年分と滞納繰越分は98.5%となります。現年分、滞納繰越分ともに、昨年度より収納率が上回っております。

続きまして、363ページの一番上の要介護（支援）認定者数でございます。被保険者数は、1号、2号、合計で726人になります。昨年は667人でしたので、59人の増になっています。

第1号被保険者についてですが、今年3月末現在では、住民基本台帳の人口は1万8,063人で、前年度と比べ296人の増でありました。第1号被保険者は4,430人で、前年度と比べ77人の増となっております。人口の伸び率1.7%に対しまして、第1号被保険者数は1.8%の伸びとなっております。また、第1号被保険者数の年齢の構成ですが、65歳から74歳が2,145人、75歳以上が2,285人となり、75歳以上が140人、上回りました。平成30年度につきましては、65歳から74歳が39人、上回っていたという状況でありますので、75歳以上の方の割合が増えている状況でございます。

続いて、その下のサービス利用状況に移ります。①の施設サービスの実績は、特別養護老人ホームが39人、老人保健施設が43人、介護療養型医療施設が2人、指定介護医療院が1人と、合計85人となっております。昨年度は、合計いたしまして74人というような状況になっております。

続きまして、②の居宅介護（介護予防）サービスに移ります。延べ受給者数につきましては、一番右の欄にありますように5,243人となっております。前年度と比べて274人の増となっております。その3行下に要支援1から要介護5までの利用率を記載しております。要支援2、要介護2、3、4が昨年度より増加しており、そのほかは昨年度より利用率が下がっております。

続きまして、③地域密着型サービスですが、介護度別の人数は資料記載のとおりでございます。延べ受給者数につきましては1,785人で、前年度より2%の増となっております。

続きまして、④サービス種類別年間利用件数でございます。介護サービスと介護予防サービスを合わせた件数で表記をしておりますが、主なものでは、左の欄の下から5番目、通所介護が前年度より167件の増、9.3%の増となっております。また、右の欄の4番目の介護予防・居宅介護支援が前年度より297件増、6.6%の増となっております。

では、続きまして、歳入歳出決算事業報告書の64、65ページをお開きいただきたいと思います。

まず、保険料、介護保険料の第1号被保険者保険料につきましては、先ほど御説明

させていただきましたので省略をさせていただきたいと思います。

滞納繰越分につきまして、転出により不明者や死亡者等がございまして、7名、5万430円を不納欠損処理とさせていただいております。

次の督促手数料は、省略させていただきます。

続きまして、国庫支出金、国庫負担金、現年度分介護給付費負担金でございます。こちらは国からの介護給付費等の負担金で、施設分の負担率は15%、施設分以外は20%となります。前年度と比べ4.4%の伸びとなっております。

次の国庫補助金、現年度分調整交付金は、市町村間の財政力格差を調整するため国からの交付金で、後期高齢者加入割合、それから所得段階別加入割合により交付されます。前年度に比べ542万4,000円の増となります。

次の現年度分地域支援事業費交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業に対する交付金で、交付率25%となっております。前年度に比べ564万円余りの減となっております。

続きまして、包括的支援事業・任意事業につきましては、38.5%の交付率で、前年度比113万円余りの増となっております。

続きまして、保険者機能強化推進交付金です。こちらにつきましては、保険者機能の強化に向けまして、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する市町村の取組の達成状況について指標を設定し、交付されるものとなっております。

次の介護報酬等改定に伴うシステム改修事業費補助金は、介護保険法改正に伴うシステム改修事業に係る補助金でございます。

続きまして、支払基金交付金、現年度分介護給付費交付金です。社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、交付率は27%、前年度比9.3%の増となりました。

1つ飛ばしまして、現年度分地域支援事業費支援交付金です。介護予防に関する交付金の交付率は27%となっております。昨年度より116万3,000円の減となっております。

続きまして、県支出金、県負担金、現年度分介護給付費負担金でございます。こちらにつきましては、県からの介護給付費の負担金で、施設分が17.5%、施設分以外が12.5%の負担率で、前年度比ではプラスの7.3%となっております。

続きまして、現年度分地域支援事業費交付金の総合事業分は、交付率12.5%、前年度比40万円余りの減となっております。

次の包括的支援事業・任意事業は、交付率19.25%で、前年度比56万円余りの減額となっております。

次のページを御覧ください。66、67ページになります。

繰入金でございます。一般会計繰入金、現年度分介護給付費繰入金になります。一般会計から介護給付費への繰入金で、町の負担金は12.5%になります。前年度と比べまして7.9%の伸びとなっております。

次の職員給与費等繰入金は省略いたしまして、要介護認定等事務費繰入金です。こちらは、要介護認定等に係る事務経費の繰入れとなっております。

次の現年度分地域支援事業費繰入金は、介護予防・日常生活支援総合事業に関する繰入金で、町の負担金は12.5%、その下の包括的支援事業・任意事業の繰入金は、町の負担が19.25%となっております。

次の低所得者保険料軽減繰入金は、低所得者の保険料負担軽減分について一般会計から繰り入れるものとなっております。

続きまして、諸収入、雑入、認定調査業務請負費は、他市町村等から依頼された認定調査業務の請負費となっております。

歳入については以上でございます。

続きまして、次のページ、68、69ページを御覧ください。

歳出となります。総務費、総務管理費、一般管理費、一般事務費でございます。介護保険事業を運営するための旅費、消耗品費、通信運搬費、負担金等を支出しております。

続きまして、介護認定審査会費でございます。1市5町共同設置の足柄上地区介護認定審査会運営経費の開成町の負担分となります。

次の認定調査関係費は、認定のための訪問調査を行う経費となります。訪問調査、573件、主治医意見書の作成、570件を実施しております。

続きまして、高齢者保健福祉事業運営協議会関係費です。第7期介護保険事業計画の進捗管理などの審議を行うための会議を開催いたしました。その委員報酬となっております。

続いて、保険給付費、介護サービス等諸費、居宅介護等サービス給付費でございます。令和2年3月の要介護認定者は576人、また、訪問介護、通所介護、短期入所などの在宅で受ける介護サービスによる給付は年間9,440人です。前年度は8,501人でしたので11.0%の増、給付金額は6.7%の増となっております。

次の施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設等に入所している方の給付で976件、前年度と比べまして件数で6.8%の増、金額では11.1%の増となっております。

次の居宅介護等福祉用具購入費給付費でございますが、腰かけ便座や入浴補助用具等の福祉用具の購入の償還払いでございまして、35件ございました。

その下の居宅介護等住宅改修費給付費につきまして26件で、金額では前年度より75万円余りの増となっております。

次の居宅介護等サービス計画給付費は、要介護1から5までの方のケアプラン作成の給付で4,018件、件数では前年度より268件の増になりました。

次に、地域密着型介護サービス給付費は、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護などの地域密着型サービスの利用による給付でございまして、1,886件と前年度より伸びております。また、金額につきましても9.6%の増、2,198万円余りの伸びとなっております。

続きまして、介護予防サービス等諸費、介護予防サービス給付費となります。対象者は150人で、給付件数につきましては880件、前年度と比べますと対象者が1

5人増えております。

次の地域密着型介護予防サービス給付費は、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護等の利用に係る経費で4件となっております。

介護予防福祉用具購入費給付費は16件、その下の介護予防住宅改修費給付費は14件でございました。

その次の介護予防サービス計画給付費は745件で、前年度と比べ件数は3.6%の増となっております。

1ページおめくりいただきまして、70、71ページをお開きください。

高額介護サービス費、高額介護等サービス給付費です。要介護1から5までの方の介護サービスの一部負担金が所得に応じ一定額を超過したときに、その超過した分を給付するものとなっております。1,715件、前年度と比べまして16.0%の増となっております。

2つ飛びまして、特定入所者介護サービス等費、特定入所者介護等サービス給付費です。要介護1から5までの方の施設利用サービスの居住費及び食費に係る低所得者への給付で781件、前年度と比べ件数で14.5%の増となっております。

続きまして、高額医療合算介護サービス給付費は、高額介護サービス費と国保高額療養費の両方を合わせた自己負担額が一定金額を超えたときに償還払いされるものでございまして、令和元年度につきましては84件となっております。

1つ飛ばしまして、地域支援事業費、介護予防・日常生活支援総合事業費、介護予防・生活支援サービス事業費です。こちらにつきましては、平成28年度から施行され、いわゆる新たな総合事業で、介護予防訪問介護、通所介護、介護予防ケアマネジメントを実施しております。

次の一般介護予防事業費は、介護予防把握事業として地域包括支援センターを委託しております開成町社会福祉協議会への委託料であります。介護予防対象者431人の方にアンケート調査を実施いたしまして、188人の状況把握を行いました。また、通所型介護予防事業の閉じ籠もり予防として、いきいき倶楽部を年間22回、11人の方に登録していただいております。延べ151人の参加がございました。運動による体力の向上と認知症予防を目的としたいいきいき健康体操、また、ロコモ予防教室を実施しております。実施につきましては、記載のとおりとなっております。

次の包括的支援・任意事業費、地域包括支援センター運営事業費でございます。平成24年度から、地域包括支援センターを開成町の社会福祉協議会に委託しております。

続きまして、包括的支援事業費は、在宅医療・介護連携推進事業のため、1市5町で足柄上医師会に委託しております。生活支援体制整備、認知症総合支援施策、地域ケア会議推進事業のための専門職賃金、報償費を支出しております。

続きまして、任意事業費でございます。介護相談員の賃金、理学療法士への報償費、介護家族教室の講師謝礼を支出しております。

次の基金積立金、介護保険財政調整基金積立金は、今後の介護保険費の増加に対応

するため、介護保険料の剰余金を積み立てるものとなっております。この結果、令和元年度末現在高につきましては、２億４，７８４万７，０００円となりました。

１ページおめくりいただきまして、７２、７３ページになります。

２つ目の一般会計繰入金となります。こちらにつきましては、前年度の一般会計から繰り入れました介護給付費等につきまして、精算金を一般会計に繰り出しし返還するものでございます。

それでは、決算書にお戻りいただきまして、決算書の２０８ページとなります。２０８ページを御覧ください。

実質収支に関する調書となります。１、歳入総額１２億１９４万７，０００円、２、歳出総額１１億６，５３０万７，０００円、３、歳入歳出差引額３，６６４万円、４、翌年度へ繰り越すべき財源は０円、５、実質収支額３，６６４万円、６、実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額０円。

説明は以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

認定第３号 決算認定について（介護保険事業特別会計）の細部説明を終了といたします。